ⅳ　予備的届出がなされた全ての更生債権等の届出に付された条件の成否の確定（この定義においては、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の停止条件付更生債権の条件の成否を除けばⅰからⅳまでの全てが確定する場合には、当該条件の成否が確定したものとみなす。）。

第２節　更生担保権

第１　更生担保権に関する弁済の通則

１　分割弁済の通則

更生担保権については、後述第２から第６までに特別の定めがある場合を除くほか、確定更生担保権額を、以下のとおり分割弁済する。

⑴　第１回分割弁済日
確定更生担保権額の22％

⑵　第２回分割弁済日
確定更生担保権額の14％

⑶　第３回分割弁済日
確定更生担保権額の14％

⑷　第４回分割弁済日
確定更生担保権額の14％

⑸　第５回分割弁済日
確定更生担保権額の14％

⑹　第６回分割弁済日
確定更生担保権額の22％

２　繰上弁済

前述１及び後述第２から第６までの定めにかかわらず、第１回分割弁済日から第５回分割弁済日までにおいて、下記の算式により算出される額（スポンサー契約調整として留保不要となった額。なお、第２回分割弁済日以降は、当該額から直前の分割弁済日において下記の算式により算出された額を控除する。）が零を上回る場合、当該額のうち裁判所の許可を得た額を弁済原資額として、各確定更生担保権者に対し、各確定更生担保権者が有する本更生計画に基づく弁済前の確定更生担保権額の、本更生計画に基づく弁済前の確定更生担保権の総額に対する割合に応じて按分する方法により、繰上弁済する。当該繰上弁済額は、確定更生担保権の最終の分割弁済日における弁済額から控除し、さらに控除する必要がある場合には、より後に到来する分割弁済日における弁済額から先に控除するものとする。

記

（分母分子ともに本更生計画に基づく繰上弁済や追加弁済がないと仮定した場合における）

【126億3000万円（見積もっていたスポンサー契約調整の額）からスポンサー契約調整の額を控除した額が零を上回る場合の当該額－（ⅰ＋ⅱ）】×第１回分割弁済日の確定更生担保権の弁済総額÷第１回分割弁済日の確定更生債権等（※）の弁済総額

ⅰ　第１回分割弁済日から第５回分割弁済日までの各分割弁済日において残存する未確定更生担保権額

ⅱ　第１回分割弁済日から第５回分割弁済日までの各分割弁済日において本更生計画案提出日から当該各分割弁済日前までに確定した確定更生担保権額

（※）　優先的更生債権を含まない。

第２　工場財団抵当権に関する更生担保権

１　確定更生担保権

工場財団抵当権に関する確定更生担保権の債権者、債権額及び詳細は、「更生担保権弁済計画表（シンジケートローン・工場財団）」（別表８）記載のとおりである。

確定更生担保権額
651億7210万6938円
別表８

件数　14件

２　権利の変更及び弁済方法

確定更生担保権については、確定更生担保権額を、前述第１のとおり分割弁済する。これに基づく具体的な弁済額は、「更生担保権弁済計画表（シンジケートローン・工場財団）」（別表８）記載のとおりである。

第３　リースに関する更生担保権

１　確定更生担保権

リースに関する確定更生担保権の債権者、債権額及び詳細は、「更生担保権弁済計画表（リース）」（別表９）記載のとおりである。

確定更生担保権額
356億5702万6132円
別表９

件数　24件

２　権利の変更及び弁済方法

確定更生担保権については、確定更生担保権額を、「更生担保権弁済計画表（リース）」（別表９）記載のとおり弁済する。

第４　動産先取特権に関する更生担保権

１　確定更生担保権

動産先取特権に関する確定更生担保権の債権者、債権額及び詳細は、「更生担保権弁済計画表（動産先取特権）」（別表10）記載のとおりである。

確定更生担保権額
12億7989万570円
別表10

件数　８件

２　権利の変更及び弁済方法

確定更生担保権については、確定更生担保権額を、前述第１のとおり分割弁済する。これに基づく具体的な弁済額は、「更生担保権弁済計画表（動産先取特権）」（別表10）記載のとおりである。

第５　商事留置権に関する更生担保権

１　確定更生担保権

商事留置権に関する確定更生担保権の債権者、債権額及び詳細は、「更生担保権弁済計画表（商事留置権）」（別表11）記載のとおりである。

確定更生担保権額
４億5420万7436円
別表11

件数　１件

２　権利の変更及び弁済方法

確定更生担保権については、確定更生担保権額を、前述第１のとおり分割弁済する。これに基づく具体的な弁済額は、「更生担保権弁済計画表（商事留置権）」（別表11）記載のとおりである。

第６　所有権留保に関する更生担保権

１　確定更生担保権

所有権留保に関する確定更生担保権の債権者、債権額及び詳細は、「更生担保権弁済計画表（所有権留保）」（別表12）記載のとおりである。

確定更生担保権額
101億2536万5768円
別表12

件数　２件

２　権利の変更及び弁済方法

確定更生担保権については、確定更生担保権額を、前述第１のとおり分割弁済する。これに基づく具体的な弁済額は、「更生担保権弁済計画表（所有権留保）」（別表12）記載のとおりである。

第３節　優先的更生債権

第１　租税等の請求権

１　届出債権

租税等の請求権者数及び租税等の請求権の額の詳細は「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」（別表13）記載のとおりである。

合計債権額
44億43万811円及び額未定
別表13

件数　159件

２　権利の変更及び納付方法

⑴　権利の変更

ア　「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」（別表13）記載の債権のうち、更生手続開始決定日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは、その決定の日）までの間に生ずる延滞金等については、徴収する権限を有する者の意見を聴き、全額の免除を受ける。

イ　更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの間に生じる延滞金等については、徴収する権限を有する者の同意を得て、全額の免除を受ける。

ウ　更生計画認可決定日以後完納に至るまでに生じる延滞金等については、徴収する権限を有する者の意見を聴き、全額の免除を受ける。